提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
茨城県, 笠間市	陶芸国際都市笠間	笠間市	○笠間焼の国内外におけるブランド化と、陶芸を核とした地域産業の活性化及び国際交流の推進として、東京オリンピックの開催も見据え、「陶芸民宿」の開業などにより陶芸体験型ツーリズムを推進し、国際観光客増加を図る。 ア 笠間陶芸大学校における高度人材育成のための環境整備	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	・大学校では少数精鋭によるきめ細やかな個別指導と自由度の高いカリキュラムを実施。・学生の希望に応じ、大学への編入など各方面への進路の確保と公的な資格の付与を図るため専修学校とする必要があるが、定員が20名であるため認められない。	•学校教育法	学校教育法第百二十四条の三 「教育を受ける者が常時四十人以上であること。」を「教育を 受ける者が常時二十人以上であること。」に緩和
			・H28年4月に「茨城県立笠間陶芸大学校」を開校予定。陶芸に関する専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、笠間から現代陶芸をリードし、世界に羽ばたける人材を輩出する。  イ海外からの陶芸人材の受入れによる笠間焼の国際化・笠間市はH27年4月にタイのメーファールアン財団と「陶芸における協力関係強化に関する覚書」締結。今後、タイをはじめ広く海外の陶芸産地との人的交流と笠間焼の		付与が課題となっている。	出入国管理及び難民認 定法施行規則別表第2	外国人技能実習制度を緩和し、陶芸に関する技能実習期間を延長する。 具体的には、技能実習1号(1年間)を終了後、陶芸大学校が独自に実施する検定試験に合格することにより、在留資格を技能実習2号に変更し、更に4年間の実習を可能とする。
			ウ 笠間陶芸産地における国際観光・交流人口の拡大に向けた陶芸体験・宿泊施設の充実・笠間では、7日間で約50万人が来場する陶器市「陶炎祭」をはじめとする陶芸関連イベントが多数開催。・今後、東京オリンピックの開催も見据え、「陶芸民宿」の開業などにより陶芸体験型ツーリズムを推進し、国際観光客増加を図る。 【「陶芸民宿」及び宿泊サービスの一環で行う送迎運送の内容】・主に以下の2つのケースを想定し、窯元(かまもと、陶磁器製造事業者)の空き部屋		・今後、海外との人材交流が活発	・出入国管理及び難民 認定法第七条第一項第 二号の規定に基づき同 法別表第一の五の表の 下欄(二に係る部分に限 る。)に掲げる活動を定 める件(平成二年五月二	在留資格「特定活動」を拡充し、海外の陶芸家が笠間の窯元で働きながら陶芸を学ぶことを可能とする。 (在留資格「芸術」においては、収入を伴う芸術上の活動が認められているところであるが、本提案は、海外で活動実績ある陶芸家が笠間の窯元との雇用契約に基づき生産活動に従事しながら陶芸に関する高度な技術の習得等を図ることを可能とするため、在留資格「特定活動」を拡充したいもの。) ・具体的には、総合特区制度における特例措置「特定伝統料理海外普及事業」における在留資格の取扱を陶芸分野に適用する。
			に飛打台を伯泊させ、悪兀と公共災地候関		誘導標識、消防機関へ通報する火 災報知設備の規制緩和は、陶芸 分野における「窯元」での陶芸体	・「民宿等における消防 用設備等に係る消防法 令の技術上の基準の特 例の適用について」(平 成19年1月19日消防予 第17号)	農山漁村余暇法に基づく「農家民宿」に係る消防法令において認められる誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火 災報知設備の特例措置を陶芸分野に適用する。

提案主体の氏名 又は団体名	提案名 事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
		(前ページと同内容) ○笠間焼の国内外におけるブランド化と, 陶芸を核とした地域産業の活性化及び国際交流の推進として、東京オリンピックの開催も見据え,「陶芸民宿」の開業などにより 陶芸体験型ツーリズムを推進し, 国際観光		・農家民宿制度における各種の規制緩和は、陶芸分野における「窯元」での陶芸体験・宿泊については認められていない。	·旅館業法施行規則第5 条	農山漁村余暇法に基づく「農家民宿」に係る関係法令において認められる特例措置を陶芸分野に適用する。
	陶芸国際都市笠間 推進特区 笠間市	客増加を図る。 ア 笠間陶芸大学校における高度人材育成のための環境整備・H28年4月に「茨城県立笠間陶芸大学校」を開校予定。陶芸に関する専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、笠間から現代陶芸をリードし、世界に羽ばたける人材を輩出する。 イ 海外からの陶芸人材の受入れによる笠間焼の国際化・笠間市はH27年4月にタイのメーファールアン財団と「陶芸における協力関係強化に関する覚書」締結。今後、タイをはじめ広く海外の陶芸産地との人的交流と笠間焼の国際的な認知度向上を図る。 ウ 笠間陶芸産地における国際観光・交流人口の拡大に向けた陶芸体験・宿泊施設の充実	ア人村学では、一次のは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学で	対象に行う送迎のための輸送について」(平成23年3月31日付国自旅第239号)において、送迎の主体が「ホテル、旅館、農家民宿等」と記載されているところであり、本提案において送迎を行う「陶芸民宿」がこれに含まれるか不明。	道路運送法第4条 「宿泊施設及びエコツ ア一等の事業者が宿泊 者及びツアー参加者を 対象に行う送迎のため の輸送について」(平成 23年3月31日付国自旅 第239号)	「陶芸民宿」が宿泊サービスの一環で行う以下の送迎運送を可能とし、通知等において道路運送法に規定する旅客自動車運送事業の許可を要しないものとして明確化されたい。 【具体的な内容】 ①実施主体:陶芸民宿を開業する窯元(陶磁器製造事業者) ②旅客対象:宿泊客のみ(宿泊サービスの一環として行う。) ③送迎の範囲:窯元と公共交通機関の最寄駅)の間を想定。周辺観光地は含まない。 ④運送料金:無償 ⑤送迎車の所有・車種:窯元(法人・個人)が所有する乗用車(5~7人乗りのセダン・ミニバン等)の使用を想定 ⑥自家用有償旅客運送事業として実施するか:無償のため当該事業に該当しないと考える。
		陶器市「陶炎祭」をはじめとする陶芸関連イベントが多数開催。 ・今後、東京オリンピックの開催も見据え、「陶芸民宿」の開業などにより陶芸体験型ツーリズムを推進し、国際観光客増加を図る。 【「陶芸民宿」及び宿泊サービスの一環で行う送迎運送の内容】 ・主に以下の2つのケースを想定し、窯元(かまもと、陶磁器製造事業者)の空きに放下の2部製造事業者の空き機関の最寄駅)の間の送迎を窯元が所有する自家用車で行う予定。ケース①:大規模イベント開催時の宿泊(施設不足の解消)ケース②:陶芸体験等を提供するとともに、宿泊させる。		・本提案における「陶芸民宿」は、 建築基準法上「旅館」に該当する ため、防火上必要な間仕切壁や非 常用照明装置の設置が必要。 ・また、住宅の一部を用途変更す るための建築確認が必要。	建築基準法第87条 建築基準法施行規則第 3条の2 建築基準法第35条の2 建築基準法施行令第 128条の4、第129条 「農家民宿等に係る建築 基準法上の取扱いにつ いて」(平成17年年1月17 日国住指第2496号)	予使来にのける「阿女氏伯」(伯力ととびに阿女体験寺の